

市谷議員 再要望項目一覧

令和7年度12月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【賃金・給与・働き方】 ①人事委員会勧告による県職員の給与と期末勤勉手当の引き上げに準じて、知事等特別職の給与を引き上げようとしているがやめるべきである。知事給与は県職員に比べても格段に高く、有識者会議が全会一致で引き上げに賛成であったとのことだが、知事が判断することも可能である。物価高騰に苦しむ県民の暮らしに配慮し、知事給与・手当の引き上げは止めること。	知事等特別職の給与については、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」に意見を聞いた上で、県内民間給与の実態に基づく人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じた改定を行っている。本年度についても同会議において、本県知事の給与が全国最低水準にあること等を考慮し、一般職の職員に準じた改定が妥当との意見がまとめられたことを踏まえ、改定を行うこととしている。
②県職員で、民間企業で違法とされる年間720時間を超える時間外残業をした職員が36人、最多で1,200時間超であったことは深刻な事態である。改善を図ること。	コロナ感染症の収縮後、本格的に通常業務が再開したことや、大規模イベント対応などにより業務が増加した所属において時間外勤務が720時間を超えた職員がいたが、県職員全体の時間外勤務時間数はこれまで継続している時間外縮減の取組により着実に縮小している。引き続き、職員の勤務時間管理を適切に行い、時間外勤務縮減に努めていく。
③公立学校教職員の精神性疾患による休職者数が令和4年度38人、令和5年度53人、令和6年度64人と増加傾向にあり、出現率が1%を超えた。また、長時間勤務者は減少傾向にはあるが、月45時間超の出現率が16.3%、中学校22.2%、義務教育学校17.3%、高等学校5.1%、特別支援学校2.4%。過労死ラインの月80時間超が、全体で54.7人もあり、深刻な事態である。一方子どもたちの状況も、暴力行為の発生件数1,019人(1,000人あたりの出現率18.3%)、いじめ1,787人(31.7%)、不登校2,044人(3.7%)は、全国に比しても多い。この度の補正予算で、全国・学力学習状況調査の結果が全国平均より低いからと、県は対策を強化し、益々教員の多忙に拍車をかけようとしているがやめるべきである。働き方については、様々に対策は取られているとは思うが、教員の業務評価とは別に(評価が絡むと意見が言いにくい)、まずは教職員自身の率直な思いや悩みの聞き取りをし、対策を検討すること。中学校の30人以下学級の実施を急ぐこと。国は教育内容を精選するとしているが、進捗状況を明らかにし、国に実効を求める。	12月補正予算案で検討している「とっとりの「学ぶ力」パワーアップ事業」は、「令和7年度全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、「基礎学力の定着」が喫緊の課題と考えられることから、学校ごとに子どもたちの学習の理解度を確認し、今後の指導に役立てもらうため、対象学年を定め実施するものである。事業実施にあたっては、CBT方式を導入することで、解答の採点や集計が自動で行えるようにするなど、できるだけ教員への負担がかからない方法となるよう検討している。 教職員の心の健康について気軽に相談し、メンタル不調の早期発見・早期解決につなげるため、すべての教職員を対象に、教職員健康相談員による心の健康相談を東中西部で毎月各1回実施するほか、相談電話による相談も隨時受け付けているところである。 中学校の更なる少人数学級については、市町村の意見を十分に聞きながら検討していく。 次期学習指導要領の改訂に向けては、令和6年12月の文部科学大臣による諮問を受けた中央教育審議会教育課程特別部会が、令和7年9月に「論点整理」を公表したところであり、学習指導要領の構造化やそれに伴う必要に応じた学習内容の精選、柔軟な教育課程も契機とした教科書の分量の精選等を図ることとしている。また、現在においても各部会において令和10年度予定の新学習指導要領の告示に向けた協議等を進めているところであり、各部会における協議状況等、国の動きを注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④ジェンダー平等・女性活躍推進と言いながら、県内の男女の賃金格差が、令和4年80.1%、令和5年79.0%、令和6年76.4%と、年々拡大している。男性の賃金は上がっているが、女性の賃金がほとんど上がってない。管理的地位に占める女性の割合も減少している。原因を分析し、女性の賃金アップ・地位向上のための施策に取り組むこと。</p>	<p>出産・育児・介護等を理由にした女性の離職や非正規雇用への移行のほか、性別に関するアンコンシャス・バイアスにより、任される業務内容や負担感・責任感等に男女の偏りを誘発すること等も男女の賃金格差の一因と考えられる。</p> <p>このため、短時間正社員などの多様な働き方の導入や育児・介護と仕事の両立等に係る各種セミナー開催のほか、女性活躍パワーアップ企業登録制度、女性管理職等のネットワークづくり支援、キャリア形成に係る研修会等による職場環境整備、女性のキャリアアップ支援に取り組むとともに、アンコンシャス・バイアスへの気づき、固定的性別役割分担意識の解消に向けた県民運動を展開し、引き続き女性も働きやすい職場環境づくりを推進していく。</p>
<p>⑤鳥取県は男性育児休業取得率の目標を85%に設定しているが、到達は前回調査の13.4%から37.6%に上がったとはいえ、依然、低水準に留まっている。同時に取得期間の最多は、1週間未満だったものが、1か月～3か月未満へと長期取得へと移行する傾向があり、それに見合った支援が必要である。「シン・子育て王国とつとり男性育児休業取得応援事業」の利用は、「代替人員確保奨励金」は2件、「同僚への応援手当奨励金」は1件と少ない。代替人員の確保は、支援策をもつ商工労働部との連携を強化し、代替人員の確保を支援すること。また、「同僚への応援手当奨励金」は、長期取得に合わせ3か月以上も対象とし、支給額を増額し、各企業に対しても、制度と事例を周知し、男性育児休業取得率が向上するよう支援を充実すること。</p>	<p>各奨励金の活用について国（労働局、ハローワーク）と連携し、それぞれの施策をまとめたチラシを作成・活用しながら、引き続き企業に周知していくとともに、より使いやすい制度となるよう検討していく。</p> <p>また、企業経営層向けのセミナーを開催し、育児・介護休業法の改正内容や、代替人員確保に活用可能な国及び県の助成金・奨励金などの支援制度を周知するなど、男性育休取得への理解促進を図るとともに、専門家による伴走支援を行い、助成金・奨励金の申請サポートなどを含め、男性育休が取得しやすい企業内環境整備の支援を行っており、今後も継続して取り組んでいく。</p>
<p>⑥10月30日の鳥取労働局の公表では、令和6年度長時間労働が疑われる334事業場への監督指導の結果、116事業場・34.7%が違法な時間外労働があり、月80時間超が63事業場・54.3%、月100時間超が33事業場・28.4%、月150時間超が3事業場、サービス残業33事業場・9.9%、過重労働による健康障害防止措置未実施が93事業場・27.8%であり、3社が書類送検されている。国による指導監督の強化及び、現在、高市総理が検討している「労働時間規制の緩和」は、現在の長時間労働を加速させ、時代に逆行するものであり、やめよう求めること。</p>	<p>鳥取労働局は事業所への監督指導を令和5年度の247事業所から令和6年度334事業所と大幅に増加させており、適切に監督指導の強化が図られていると考える。</p> <p>また、高市首相は労働時間規制緩和について、実態調査結果を踏まえ、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方を多角的に検討すると表明しており、今後の国における議論を注視していく。</p>
<p>【平和・外交】</p> <p>①高市総理の「台湾有事が存立危機事態になり得る」との発言が、外交問題になっている。鳥取県の環日本海交流にも水を差すことにもなり、発言の撤回を鳥取県としても求めること。</p>	<p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、防衛・安全保障に関連する総理の発言について撤回を求めるることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②自衛隊美保基地に、11月5日、フランス海軍小型ジェット機（哨戒機：ファルコン50M）が、海上保安庁美保航空基地職員との日仏会場保安機関の意見交換のため美保基地に飛来するが、軍用機の美保基地利用の根拠を示すこと。</p>	<p>フランス海軍機が日仏海上保安機関間の交流のため、海上保安庁美保航空基地を訪問するにあたり、航空自衛隊美保基地に対して駐機場の借用の申出があり、それに対して国が同意を付与したものと説明を受けている。</p>
<p>③安保3文書の前倒し実施と、美保基地の空中給油機配備計画との関係を示すこと。また、C2輸送機へのミサイル発射機能付加の進捗状況を示すこと。こうした軍事的対決を煽る計画はやめるよう、国に求めること。</p>	<p>安全保障三文書の前倒し改定について、国における議論を注視していく。 また、輸送機からミサイルを発射可能とする装備については、令和5年度から令和6年度にかけて、その実現可能性等を調査する調査研究を実施したが、本装備の導入については、現在、当該調査結果を踏まえて航空自衛隊において検討中であり、何ら決まったものではないと国から聞いている。 引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>
<p>④境港の特定利用港湾の指定に伴い、自衛隊の護衛艦まきなみ、潜水艦うんりゅうが初入港し、テロ対策の訓練も予定されているが、どのように関係機関や住民と調整したのか。また民生利用への影響、米軍の利用についても回答すること。</p>	<p>令和7年11月14日から16日にかけて境港に寄港した護衛艦、潜水艦は例年実施されている自衛隊の広報活動の一つである。また、同月20日のテロ対策訓練も毎年実施されているものであり、特定利用港湾の指定に伴い新たに生じた利用ではない。 なお、利用にあたっては民生利用に配慮して関係者調整を行っており、影響は生じておらず、米軍の利用は特定利用港湾の枠組みにない。</p>
<p>【消防・防災】 ①東部消防局の建物の耐震化率が66.7%であるが、災害に対応ができなくなる。遅れている理由は何か。早急に耐震化に向かえるよう県が支援すること。</p>	<p>常備消防は市町村の業務であり、東部消防局を所管する鳥取県東部広域行政管理組合では、公共施設等総合管理計画に基づき、建物の老朽化の状況や財政負担の平準化等を勘案し、優先度を決めて施設更新を計画的に実施されている。必要な整備費は、構成員である各市町において確保すべきものであり、県が整備費を支援することは考えていない。</p>
<p>②昨年度から昨年度にかけて消防団の人員が、13市町で74人減少し、全県の充足率は87.9%から86.9%へ減少している。消防団員の充足は当然必要だが、人口減少で難しくなっていると考える。こうした中、公的な常備消防職員の充実がより重要になっていく。しかし、充足率が、東部64.6%、中部57.3%、西部74.2%であり、人員体制強化に県が支援すること。</p>	<p>常備消防は市町村の業務であり、本県では各広域行政管理組合・広域連合において、地域の実情に応じて必要な職員数を配置されている。必要な人件費は、構成員である各市町村において確保すべきものであり、県が人件費を支援することは考えていない。</p>
<p>③指定福祉避難所が1つもない市町村が、鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、若桜町、三朝町、大山町、南部町、日野町であるが、避難をする上で、また施設整備をする上で財政上不利となることはないのか。指定避難所がないことによる問題点を明らかにし、改善策を講じること。</p>	<p>指定福祉避難所を指定していない市町村においては、福祉施設等と協定を締結し、災害時は当該施設を福祉避難所として使用することとしているほか、避難所の一角に福祉スペースを設けて要配慮者を受け入れる対策も取られている。 今後も引き続き、要配慮者の円滑な受け入れ体制の構築に向け市町村と検討を行うとともに必要に応じて市町村への支援を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【民主主義の徹底を】</p> <p>①高市自民・維新政権が、突然、衆議院比例定数50削減を今臨時国会中に通過させるとしているが、人口が少ないとして選挙区に合区が持ち込まれた鳥取県は、今でも民意や多様な声が届きにくくなっている。選挙区の数も人数も少ない地方にとって、多様な民意を反映させる比例はより重要性を増している。比例定数削減は中止すること。</p>	<p>国会議員の選挙制度は国において議論されるべきものであり、本県への影響を含め、国における議論を注視してまいりたい。</p>
<p>②鳥取県外国人住民は6,000人（2024年6月末現在）であり、公表統計がある30年前の約2.2倍であり、鳥取県の人口比で1.1%（全国比率2.9%）となっている。中でも737人は特別永住者であり、植民地支配により日本住民となりながら戦後日本国籍を失い、参政権がない無権利状態に置かれたままとなっていることは差別であり、政治の責任である。鳥取県に在住し、働き、税金を納めている外国人住民の地方参政権を認めること。県民参画条例で定める常設型住民投票は、外国人も投票できるよう条例改正すること。</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権は、公職選挙法により日本国民にのみ認められていることから、外国人住民の地方参政権を認めるためには公職選挙法改正が必要であり、国において議論されるべき事項である。</p> <p>県民投票に係る事務の多くを市町村（市町村選管を含む）に委ねざるを得ないこともあり、制度の実施・運用の観点からも「公職選挙法」に準拠するのが適当であるとの結論に至ったものであり、条例改正については考えていない。</p> <p>県内在住外国人等の意見集約については、同じ「鳥取県民参画基本条例」において多様な手法による県民参画の努力義務を定めており、これにより外国人、未成年（学生等）も含めて委員を募集するパートナー県政推進会議や、公募により会員を募集する県民参画電子アンケート制度、誰でも提出できる県民の声など、県政に反映できる制度を設けている。</p>
<p>③投票所が減り、投票所に行けないという声を聞く。投票に行けるようバスなど車を走らせること。</p>	<p>国及び県の選挙における投票所への移動支援などに必要な経費は、選挙執行経費基準法によって措置されている。</p> <p>市町村の選挙についても、投票所が減少傾向にある中、県として投票環境の向上を図るため、令和6年度に「地域民主主義再興事業」を創設し、独自の投票環境向上施策に取り組む市町村を支援することとした。</p> <p>投票所への移動支援は投票所を運営する市町村が主体となって取り組むべき事項ではあるが、「鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例」の趣旨も踏まえ、県として今後も投票所への移動支援や移動期日前投票所の設置など選挙人の投票環境向上の取組を市町村に働きかけるとともに必要な支援をしていく。</p>
<p>【原発・バイオマス発電問題】</p> <p>①島根原発に関する中国電力からの財政支援について、島根県21.2億円、鳥取県1.8億円では不公平だと、島根県でいう核燃料税11.2億円、島根半島災害対策費5億円に相当する額を鳥取県にも支給をと県は求めているが、財政支援を受けなければ安全というものではなく、原発マネーに依存し、脱原発できなくなるため、やめるべきである。安全対策というのであれば、島根原発2号機、3号機の稼働をやめるよう求めること。</p>	<p>島根原子力発電所2号機が再稼働している状況下で、周辺地域である鳥取県としては、立地地域と同等の原子力安全対策を行っていくことが必要であり、立地地域との財源格差が拡大していることを踏まえ、国及び中国電力に原子力安全対策に係る財源措置の適正化を求めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②島根原発2号機が再稼働されているが、原子炉建屋内で10月20日、新たに搬入されていた核燃料2体が転倒し、作業員がけがをする事故が起き、一步間違えば放射能が拡散する大事故になっていた可能性もある。作業員は被爆しておらず、転倒した核燃料2体は変形が確認されたため使用しないことだが、必要な人員配置がされていなかったと明らかになった。こうした違反行為に対し県は抗議し、厳しく指導し、原発の稼働停止を求ること。</p>	<p>本事案が発生した当日に、県は現場確認を行い、中国電力に原因究明と再発防止を申し入れている。</p> <p>中国電力によると、1名減の作業体制になった際、各自の役割分担が明確になっておらず、転倒防止策の実施を確認していなかったことが原因であり、今後は作業体制変更時の対応を手順書に明記する等の対策を行うこととしている。</p> <p>今後も、これらの対策を含め、島根原子力発電所の運転状況及び安全対策について厳しく監視していく。</p>
<p>③能登半島地震の教訓を踏まえ、避難計画が改定されたが、UPZ圏域は、実効性が確保できないのに、引き続き屋内退避が前提とされ、対応策に以下疑問が残る。</p> <p>ア 被ばく線量は、原子力規制法の原子炉規則で、一般公衆は1mSv／年とされながら、原子力災害対策指針・避難計画のOILでは、50mSv／週や、20mSv／年等の数字が用いられている。また、屋内退避検討チーム報告書では1週間で100mSvを下回るから防護措置は必要ないとしている。しかし、県避難計画では支援県職員の被ばく線量100mSvと設定されているが、矛盾しないか。実効性があるといえるのか。</p> <p>イ 自宅インフラの被災や備蓄の枯渇で長期の屋内退避が困難になった場合、避難に切り替えることであるが、それは被爆する可能性があるということか。</p> <p>ウ 避難経路の崩落や亀裂で通行止めとなった場合、避難経路の変更や代替え手段による輸送をするというが、対応されるまでの時間、また渋滞の時間、ガソリン備蓄は避難車両想定台数分の確保が想定されているのか。被爆する可能性があるということか。</p> <p>エ UPZ内には孤立が想定される集落はないとしているが、そんなことが言いきれるのか。</p> <p>オ 放射線防護施設の陰圧化装置や自家発電機が十分に機能しない場合、直ちに復旧作業を行い必要に応じて避難も検討するというが、対応する間に被爆する可能性があるということか。能登半島地震では、放射線防護施設の放射線防護の設備の損壊だけでなく、建物が損壊して放射線防護できなかつたと思うが、そうした場合はどうするのか。液状化対策はされているのか。</p> <p>以上答えて頂きたい。</p>	<p>ア 原子力規制委員会は、原子力災害事前対策において参考すべき線量の目安として、実効線量100ミリシーベルトの水準を設定しており、OILに基づく防護措置を適切に講じることで充分下回ることを確認している。</p> <p>なお、県職員を含め、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態対策に従事する者については、放射線防護に係る基準を参考とすることとしている。</p> <p>イ 屋内退避から避難への切替を判断する場合には、ブルーム通過中の避難行動の回避や、避難計画による避難手段、避難経路、避難先を事前に設定すること等により、避難行動中における被ばくを最小限に抑えるよう取り組んでいく。</p> <p>ウ 予定されている避難経路が被災し渋滞した場合には、協定に基づき事業者に対して給油の支援などを要請し、必要に応じて自衛隊など実動機関の支援を得て早急に復旧に取り組むこととしている。</p> <p>エ 弓浜半島は南北を結ぶ幹線道路とこれを東西につなぐ道路が整備されており、道路の通行が困難となった場合には適切に迂回路を設定するとともに、協定に基づく事業者の協力や、必要に応じて自衛隊など実動機関の支援を得て早急に復旧に取り組むこととしている。</p> <p>オ 建物が使用できない程度の損害を被ったときは、速やかに入所者の受け入れが可能な施設へ搬送するよう調整していく。</p> <p>なお、県が行ったシミュレーションによれば、放射線防護施設が所在する地域で建物の使用が困難となるような液状化は生じないことを確認している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④米子バイオマス発電所が爆発事故を起こし、騒音による健康被害も発生している。発電事業は24時間運転であり、日中だけでなく夜間の騒音で睡眠障害・難聴等の被害が発生しており規制が必要である。近隣に住宅がある場合の騒音規制を強化すること。木質バイオマスは、石炭火力よりもCO₂排出が多いとされ、輸入されているペレットを生産している海外現地では住民が粉塵や騒音で苦しんでいる。自然破壊につながる輸入ペレットの活用や大規模施設はFIT・FIPの補助対象から外すよう国に求めること。</p>	<p>騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に基づく騒音に係る規制は、市町村が所管していることから、問題が生じた場合には、市町村が厳格な運用や規制区域の見直しを行うこととなっている。</p> <p>輸入ペレットなどの一般木質燃料を使用する大規模なバイオマス発電については、2026年度以降、FIT・FIP制度の対象外となることが国において決定されていることから、国へ要望を行うことは考えていません。</p>
<p>【社会保障・子育て支援・人権】</p> <p>①医療介護確保基金を活用した、院内保育所の保育士の処遇改善が可能であることがわかった。18万800円から23万7,400円へと追加額が月額で5万6,600円と大きく、鳥取県は来年度からは活用するとのことであるが、今年度中の活用も可能であるため、国に応募・申請をすること。併せて、国の支援の対象外の院内保育所は県の独自支援を行うこと。</p>	<p>病院内保育所運営事業は、病院に従事する職員の離職防止及び再就業を促進するために、病院内で保育施設を運営する病院へ地域医療介護総合確保基金を活用して保育士の人事費見合いを補助する事業である。毎年度全病院に要望を聞き申請のあった全ての病院へ補助しており、本年度も要望のあった5病院全てに補助している。</p> <p>また、基金対象外である自治体立病院等については、単県で補助しており、基金同様に毎年度要望を聞き、申請のあった全ての病院へ支援している。</p> <p>上記の状況や病院から更なる支援を求める意見は聞いていないことから、今年度中に追加で国への応募・申請及び県独自支援の増額を行うことは考えていません。</p>
<p>②県下の放課後児童クラブ202クラブ中131が何らかの減免があるが、バラつきがある。運営主体も公立から株式会社まで多様であり、保育料も多様であるが、少なくとも法律に基づく公の事業であるわけだから、保育料負担の軽減策を講じること。</p>	<p>放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、利用料や減免制度については市町村や民間団体等の運営主体の判断で設定されているものであることから、県で一律に設定することは困難であるが、引き続き市町村と連携しながら必要な情報提供を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいく。</p>
<p>③子どもの貧困状況を示す調査で、就学援助率が全国13.66%、鳥取県15.09%と鳥取県は高く、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率が前年94.0%から84.6%に下がり、県全体の98.0%より低い。更に母子世帯の母の正規雇用率56.8%は父の71.5%より相当低い。子どもの貧困解決は、保護者・家庭の貧困状態を解決する必要がある。手立てをとること。</p>	<p>本県では、子育て世帯も含めた生活困窮者等（被保護者を含む）への支援として、家計に問題を抱えた世帯に、家計の視点から専門的な助言・指導等を行う「家計改善支援事業」を実施するとともに、早期自立や生活の安定に向けた就労支援等も行っている。</p> <p>また、母子・父子家庭の父母の自立促進を図ることを目的に、職業能力の開発のための教育訓練受講経費の一部を助成しているほか、看護師、介護福祉士、保育士、調理師等の養成機関で修業中の生活の安定のための給付金を支給している。</p>
<p>④県は、身体障がい者手帳の交付対象外の難聴児に対し補聴器購入に補助（県・市町村・本人各1／3負担）しているが、加齢性難聴者にも補助すること。</p>	<p>加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る支援については、国に対して、補聴器使用による認知機能低下の予防効果を明らかにするとともに、有効性が示された場合の補聴器購入費に係る支援制度の創設を要望しており、県で独自の補助を行うことは考えていません。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤「困難な課題を抱える女性の支援に関する法律」が制定され、女性自立支援施設の設置が求められているが、8つの未設置都道府県の1つが鳥取県である。鳥取県は、代替えとしてDV被害者を支援する中間施設ステップハウスを位置づけたが、鳥取県は東西に長く、西部圏域1か所、中部圏域1か所で、東部圏域には1カ所もない地域格差は許されない。各圏域ごとに設置すること。</p>	<p>DV被害者や様々な困難を抱える女性を支援するための施設として、県内には、母子生活支援施設（5施設（東部2施設、中部2施設、西部1施設））とステップハウス（2か所（中部1か所、西部1か所））が設置されており、これらの施設は、圏域を超えて利用できるため、利用にあたって格差が生じているとは考えていないが、ステップハウスの運営に関心を示している団体もあるため、東部圏域でのステップハウスの設置について、関係者と意見交換を行っているところである。</p>
<p>⑥鳥取県が犯罪被害者への見舞金制度を創設したが、財政負担の問題もあり、19中15市町村しか創設に至っていない。また、関係者からは、「治療費や葬儀代等一度に被害者・家族から請求があつても十分こたえられない」「被害者の子どもへの支援が必要」等との意見が出ている。市町村でバラつきがないよう、また要望や実態に見合った見舞金制度に充実させること。</p>	<p>国の犯罪被害給付制度等の見直しや、「鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」による意見を踏まえた鳥取県独自の経済的支援制度について、市町村等の意見も伺いながら検討を進めている。</p>
<p>⑦相談支援専門員の不足で障がい児・者のサービス調整が遅れて、サービスと結びつくまでに3カ月待ちという実態があり、必要なサービスが受けられず待機者から悲鳴が上がっている。その理由に多くの事業所の相談員が1名であり、計画作成に時間がかかっているという実態がある。現在の国の障害福祉サービス費の単価では、人件費等を賄うことができない。鳥取県は県と市町村がそれぞれ50万円づつ拠出して人件費補助をしているが、例えば「米子市障害福祉サービス利用コーディネイト機能強化事業」は1年の補助制度なので、継続的な補助が保障されないと職員の採用も難しい状況である。県の人件費補助を充実させること。</p>	<p>県と市町村が協調して実施している「障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金」は、相談支援専門員を新規又は追加で配置する相談支援事業所に対し、運営が安定しない増員後初年度の人件費の一部を支援し、相談支援専門員の増員を後押しするものであり、2年目以降の継続的な支援は考えていない。</p> <p>なお、現場の実態を把握し安定的なサービス提供が可能となるよう、計画相談に対する障害福祉サービス報酬の充実のための財源確保など必要な措置を講じるよう国に対して継続的に要望している。</p>
<p>⑧医療的ケア児等の移動には、医療機器なども含め保護者・家族の負担が大きく、鳥取県では、医療機関受診時のみ送迎支援を補助している。医療的ケア児の社会参加も考慮し、多様な目的での外出への送迎支援を補助する仕組みを創設すること。</p>	<p>現在、医療的ケア児等の保護者を対象として現状や支援ニーズを把握するために実施しているアンケートの結果や、市町村等の意見も伺いながら、必要な対応を検討していくこととしている。</p>
<p>⑨令和5年度から6年度にかけての児童相談所の相談や虐待件数は減少しているが、その間体制強化されたものの、児童福祉士の担当ケース数は、中央児相38件→36件、倉吉児相51件→47件、米子児相53件→49件と、減ってはいるものの大きな変化はなく、困難事例が増えていることが予想される。更なる体制強化と児童福祉士養成の手立てをとること。</p>	<p>今後の体制強化等については、現状を確認しながら検討していくが、まずは、相談件数等の実情に応じ困難な事案にも適切に対応できるよう、スーパーバイズ体制の強化等により、組織全体の対応力強化を図ることとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩県特別医療費助成制度の対象者となるのは、手帳保持者中、身体は47.9%、知的は30.5%、精神は9.2%と、障がいによって格差があり、その是正と、治療に医療が必須の精神障がいについては、せめて2級まで対象拡大すること。県は各障がいの重度者を対象にしているというが、「日常生活で極度の制限を受ける」「ひとりでは日常生活が送れず介護が必要」「物事の善し悪しの判断と行動」と、「医療の必要性」とは違う基準で線引きされている。介護や日常生活支援は別の制度での支援となるもので、医療費助成は医療ニーズにそつて対象を決めることが必要である。関係団体からの要望内容も、特別医療費助成については、腎友会と精神障がい者家族会からと医療ニーズの高い当事者団体からのものであり、精神障がい者家族会からは2級までの拡大が要望されている。</p>	<p>精神疾患の治療については、自立支援医療制度（精神通院医療）により、手帳の等級に関わらず通院者に対する医療費軽減を行っている。</p> <p>また、「日常生活で極度の制限を受ける」等の重度の障がい者は特に重点的に医療費助成を行う必要があると考え、県特別医療費助成により、県と市町村が協調して助成を行っている。</p> <p>各市町村においては、1級以外の精神障害者保健福祉手帳所持者に対する医療費助成を独自に行っているところであり、引き続き、市町村の意見を聞きながら、制度の在り方について検討していく。</p>
<p>【農林水産業】</p> <p>① 令和8年度の鳥取県内のコメの増産目標を明確にすること。</p>	<p>令和7年12月に開催予定のJAグループや市町村等で構成される鳥取県農業再生協議会総会において、国の需給見通しと県内JAの作付計画等を考慮して、令和8年産米の生産数量目標が決定される見込みである。</p>
<p>②県内農業の後継者不足が深刻である。地域計画では現在も10年後も担い手がある農地は5割に満たず、後継者がいる県内農家は25.8%（2020年農業センサス）しかない。県の新規就農者の目標は200人／年であるが、令和4年139人、令和5年130人、令和6年102人と減少を続け、耕作放棄地面積は令和5年3,301haから令和6年3,480haへと再び増加に転じている。半農半Xなど、他自治体で成果を上げている新規就農者確保策に学び、新規就農者を増やすこと。耕作放棄地の増加抑制・解消のための対策を講じること。</p>	<p>本県では、主要品目の産地が主体的に行う新規就農者の育成・確保の取組に対し重点的な支援を展開してきたことにより、受入体制の構築が着実に進み、取組の横展開に繋がってきたところである。引き続き、県内各産地の機運醸成を図るとともに、就農情報の効果的な発信に向けたポータルサイト構築について、令和8年度当初予算に向けて検討しており、新規就農者数の増加に繋げていく。</p> <p>また、耕作放棄地の増加抑制・解消に向けては、守るべき農地と農地利用が困難な箇所の明確化を進め、地域農業の将来の姿として作成した「地域計画」をプラスチックアップしていく取組を基本とし、必要に応じて耕作放棄地を再生の上、担い手農業者に対し農地の集積・集約を進める「農地中間管理機構支援事業」を引き続き実施する。</p>
<p>③罠の設置支援は、農家の見回りが前提となっているが、錯誤でクマが罠にかかった際は危険である。農家以外で公的に見回りができるよう、市町村を促し、そのための鳥獣被害防止対策交付金を増額すること。</p>	<p>市町村が鳥獣被害対策の補助的業務を担う組織（サポート隊）を設置し、わなの見回り等を実施する取組は鳥獣被害防止総合対策交付金の対象事業であり、これまで市町村に対して周知している。市町村から事業実施の要望があれば、国に対して当該交付金の要望を行うこととしている。</p>
<p>【公共事業・交通】</p> <p>①山陰近畿自動車道の「南北線」は、立ち退きとなる住民も多く、経費も600億円と多額であり、計画を中止すること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）は、県東部のミッシングリンクを解消し、人流・物流の速達性や定時性の向上を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和や緊急搬送時間の短縮等、多様な効果を生む公益性の高い道路であり、県として、国に対して計画の中止を求めるることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②列車の減便や路線バスの統廃合などで不便になった上、料金も高いと聞く。現在、Ma a S開発実証実験が行われ、低額のバス券が発行されているが、低額のまた高齢者向けのバス券の導入に結び付けること。	<p>公共交通の利便性を高め、過度の自家用車依存からの転換等を図ることを目的として、東部・西部圏域において、1日バス共通パスや鉄道・バス共通パス等のMa a S実証・実装の取組が行われており、県も後押しを行っている。これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後のあり方について関係者と議論する。</p> <p>なお、従来から交通事業者や各団体による取組（高齢者を対象とした安価なバス定期券、毎月最終金曜日に1回100円でバスに乗車できる「100円バス」等）も行われていることから、引き続きこうした取組を周知し、活用を促していく。</p>
③湖山池沿いの三津の道路はカーブが多く大変危険であり、道路の拡張、せめてもう1本カーブミラーを設置すること。	<p>カーブ解消のための道路改良については過去に検討しているが、鳥取西道路全線開通後も交通量に大きな変化がなく、事業効果に課題があること、関係者との協議調整が引き続き必要なことから、現時点での事業実施は困難であり、当面の対策としてカーブミラーの設置を検討する。</p>
④鳥取市美萩野の鳥取第五幼稚園の付近も、車の時速30キロ制限にし、周辺の住宅地の30キロ制限に合わせ、エリア全体で子どもの交通の安全を確保すること。	<p>鳥取第五幼稚園付近の40キロ速度規制については、付近の交通状況を踏まえながら規制の見直しについて検討する。</p> <p>なお、鳥取第五幼稚園周辺のゾーン30の設定については、住民や幼稚園の要望状況を確認しつつ検討する。</p>